

# 7訂版 図解 道路交通法

令和7年3月24日施行の  
道交法改正対応版

(内容現在 令和6年11月13日(令和7年4月1日施行))

◆ 道路交通法実務研究会 編

● A5判 ● 792頁  
● 定価3,190円(本体2,900円+税10%)  
ISBN978-4-8090-1490-1 C3032 ¥2900E

特定小型原動機付自転車、自転車の酒気帯び・ながら運転、  
運転免許証と個人番号カードの一体化などに対応!

主な改訂のポイントは、裏面参照

第6章 駐車・停車など

内容見本

29| 駐車・停車

各項目に重要判例を掲載



項 目	解 説	摘 要
1 駐車(停車)の意義 法21(8)、(9)	<p>① 継続的に停止すること。</p> <p>【除外】 貨物の積卸しのための停止 時間内のもの及び人の乗降 又は</p> <p>② 運転者が車両等を離れて直ちに運転できないこと。</p> <p>外のもの</p> <p>……車両等が停止することで駐車以外のもの、故障その他除く。</p> <p>《駐車に当たる例示》 ・継続的な停止……客待ち、荷待ち、貨物の積卸し(5分を超える理由による停止(人の乗降のための停止を含まない状態)……運転者が離れていることが理由</p>	<p>① 運転者がいても継続的な停止となれば駐車となる。</p> <p>② 5分以内の貨物の積卸しであっても運転者が車両等を離れて直ちに運転できないときは駐車となる。</p> <p><b>判例</b> 自動車運転中、電話をかける用件が生じたのでエンジンを止めたうえ、7m離れた店頭の赤電話のところに行き、電話帳をめくって先方の番号を調べ、次いで電話をかけようとしたときは、「運転者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態」であったといえる(最高裁昭39.3.11)。</p> <p><b>判例</b> 「車両を離れて直ちに運転することができない状態」とは、駐</p>

根拠法条を略記で明示

- ★難解な道路交通法を図表・チャート・イラストを用いて分かりやすく解説
- ★逐条ではなく事項別に整理し、欲しい内容がすぐに見つかる
- ★複数の項目にわたる事項は、記述の重複を避けずに各該当ページで詳解
- ★判例や他法令との関連事項を多数掲載し、昇任試験対策にも最適

51| 割り込み等の禁止

義務対象車両	停止理由	対象	義務発生時刻	義務終了時刻
車両は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法令の規定により</li> <li>○警察官の命令により</li> <li>○危険を防止するため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両等</li> <li>・上記車両等に続いて停止・徐行している車両等</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車</li> <li>・原動機付自転車</li> <li>・軽車両</li> <li>・トローリーバス</li> </ul>	<p>① 「法令の規定」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 信号機又は警察官等の手信号等に従って停止 (法7)</li> <li>イ 通行の禁止の道路標識等に従って停止 (法8)</li> <li>ウ 停車中の路面電車の通過時における停止 (法31)</li> <li>エ 踏切の直前での停止 (法33)</li> <li>オ 横断歩道等の直前での一時停止 (法38)</li> <li>カ 緊急自動車接近時における道路の左側に寄っての一時停止 (法40)</li> <li>キ 消防用車両接近時における交差点を避けての一時停止 (法41の2)</li> <li>ク 指定場所における一時停止 (法43)</li> <li>ケ 幼児等を保護するための一時停止 (法71(2))</li> <li>など</li> </ul> <p>② 「警察官の命令」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 公安委員会規則における現場警察官の指示による停止 (法4)</li> <li>イ 緊急時における危険防止のための通行禁止等に伴う停止 (法6Ⅳ)</li> </ul> <p>ウ 積載等に係る危険防止措置としての停止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エ 整備不良容疑車両の停止 (法63)</li> <li>オ 無免許運転等容疑車両の停止 (法67)</li> <li>カ 高速自動車国道等における危険防止等の</li> </ul>	<p>① 停止している又は停止しようとして徐行している車両等へ割り込み</p> <p>② 上記①の車両等に続いて停止、徐行している車両等への割り込み</p> <p>③ 何台も続いているときは、その後尾の車両等に「追いつい</p>	<p>○車両等の直前で右折又は左折すること。</p>	

「まず見て、次に読んで重要ポイントを理解する」  
ヴィジュアル重視の解説書

# 主な改訂のポイント

## ●令和4年10月1日施行

- ・停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する対象の拡大に関する規定の整備
- ・安全運転管理者に関する規定の整備(アルコール検知器使用義務化については、令和5年12月1日施行)

## ●令和5年4月1日施行

- ・特定自動運転に係る許可制度の創設に関する規定の整備
- ・全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務
- ・「移動用小型車」の定義及び通行方法
- ・「遠隔操作型小型車(自動配送ロボット等)」の交通方法等

## ●令和5年7月1日施行

- ・「特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)」の交通方法等

## ●令和6年11月1日施行

- ・自転車の運転中における携帯電話用装置等の通話使用禁止等
- ・自転車の酒気帯び運転及びこれを幫助する行為をした者に対する罰則の創設

## ●令和7年3月24日施行

- ・運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定の整備

7訂版で内容改正した項目に●印を付しました。

第1章 基本用語		
1 道路	2 歩道	3 車道
4 本線車道	5 路側帯	
6 横断歩道	7 安全地帯	
●8 車両等	●9 自動車	
●10 緊急自動車	●11 運転	
第2章 交差点		
●12 交差点		
●13 交差点における右・左折方法		
14 交差点における優先関係		
第3章 交通規制など		
15 道路標識、道路標示		
16 交通規制	17 交通整理	
18 信号機など		
第4章 自転車・歩行者		
●19 軽車両の通行		
●20 自転車の交通方法など		
●21 歩行者等		
●22 みなす歩行者		
●23 横断歩行者等の保護		
●24 歩行者の保護に関する規定		
●25 高齢者の交通事故防止を図るための規定		
第5章 道路使用など		
●26 道路における禁止行為		
27 道路の使用許可		
28 道路管理者との協議等		
第6章 駐車・停車など		
29 駐車・停車		
30 高齢運転者等専用駐車区間制度		
31 違法停車に対する措置		
32 違法駐車に対する移動等の措置		
33 車両移動保管関係事務の委託		
34 放置違反金制度等		
35 放置駐車車両の使用者に対する放置違反金制度		

第7章 交通方法など	
36 車両の通行区分	
●37 通行方法	
●38 最高速度	
39 最低速度	
40 急ブレーキの禁止	
41 路線バス等の優先通行帯	
42 軌道敷内の通行	
●43 車両の道路外に出る場合の方法	
44 横断等の禁止	
45 車間距離の保持	
46 進路の変更	
47 追いつかれた車両の義務	
●48 追越し	
49 停車中の路面電車がある場合の停止・徐行	
50 乗合自動車の発進保護	
51 割込み等の禁止	
52 踏切の通過	
●53 徐行	
54 指定場所における一時停止	
55 車両等の灯火の点灯	
56 合図	
57 警告器の使用	
第8章 運転者の義務など	
58 乗車の制限等	
59 積載の制限と許可	
60 過積載	
61 牽引	
62 整備不良車両の運転の禁止等	
63 「整備通告」と「整備命令」	
●64 無免許運転幫助行為の禁止	
65 過労運転等の禁止	
●66 酒気帯び運転等の禁止	
67 飲酒運転幫助行為に対する罰則	
68 呼吸検査値	
●69 飲酒による運転	
70 共同危険行為等の禁止	
71 妨害運転	

72 安全運転の義務	
●73 運転者の遵守事項	
74 座席ベルトの装着義務	
●75 大型自動二輪車、普通自動二輪車等の運転者の遵守事項	
76 交通事故の場合の措置等	
77 自動車の使用者	
●78 両罰規定	
第9章 警察官等の権限など	
79 国家公安委員会の指示権	
80 警察署長の権限等	
81 警察署長の通行許可	
82 警察官の車両停止権限	
●83 運転免許証の提示を求めることができる場合(その1)	
84 運転免許証の提示を求めることができる場合(その2)	
●85 危険防止のための必要な応急措置	
86 交通巡視員の任務、権限	
●87 緊急逮捕でき得る交通違反	
第10章 教習、講習、教育	
88 自動車教習所	
●89 公安委員会が行う講習・委託など	
●90 高齢者講習	
91 運転技能検査	
92 違反者講習	
93 交通安全教育指針、交通の方法に関する教則	
94 運転免許取得者等教育(認定教育)に関する認定制度	
第11章 運転免許	
●95 運転免許制度	
96 運転免許	
●97 国際運転免許証	
第12章 行政処分など	
98 免許の欠格事由	
99 点数制度の仕組み	
100 前歴	

101 点数と前歴	
102 運転免許に関する行政処分の一覧表	
103 運転免許の拒否、保留	
104 運転免許の失効	
105 運転免許試験の停止、合格決定の取消し	
106 臨時適性検査	
107 運転免許の取消し、停止	
●108 仮停止	
109 危険性帯有に係る行政処分	
110 一定の病気等に関する暫定的停止など	
111 申請による運転免許の取消し	
●112 免許証の返納・提出	
●113 免許情報記録個人番号カードに係る免許情報記録の抹消等	
●114 意見の聴取、聴聞	
第13章 各種の制度など	
115 初心運転者標識等の表示義務など	
116 初心運転者期間制度	
117 若年運転者期間制度	
●118 安全運転管理者等	
119 地域交通安全活動推進委員制度	
120 交通反則通告制度	
第14章 その他	
121 罪数(複数の違反行為に関する相互の関係)	
122 交通事故と「信頼の原則」	
●123 自動車の保管場所の確保等に関する法律	
●124 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	
125 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	
126・128・129 改正道路交通法の主な内容	
127 道路交通法施行令の一部を改正する政令等の概要	
●130 改正道路交通法の主な内容(令6.5.24公布)	

申込書	7訂版 アイキャッチ 図解 道路交通法		申込
	定価3,190円(本体2,900円+税10%) [コード9331]		部
	<small>(送料は実費。税込購入金額5,000円以上はサービス)</small>		
	貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。		
	(フリガナ)	令和	年 月 日
	お取扱者(自署)	(TEL	)
	〒		
	お届け先		
	団体名	部署名	<input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 私用
	<small>個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 ★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。 ★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。 ★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。 ★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。 ★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL026-224-5441、privacy@tokyo-horei.co.jp)までご連絡ください。 ★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。</small>		

詳しい内容は、こちらまで!

東京法令	検索
<a href="https://www.tokyo-horei.co.jp/">https://www.tokyo-horei.co.jp/</a>	



東京法令出版公式X(旧Twitter)アカウント

@tokyo_horei
--------------



この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先 東京法令出版株式会社 受注センター  
〒381-0022 長野市大豆島3111

**FAX 0120-338-923**  
TEL 0120-338-272 (携帯電話からも申込みできます。)

会社使用欄	団体コード	<input type="checkbox"/> 納品済 <input type="checkbox"/> 請求済 <input type="checkbox"/> 領収済	入印 チキ ン
	得意先コード		
	在庫	ラベル	〒